

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目次

1. 仙台市	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 愛知県	・・・・・・・・・・・・・・・・	2

仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

（5）事項：近未来技術の実証実験を促進するための「仙台市近未来技術実証ワンストップセンター」の設置

内容：近未来技術であるA I・I o T、自動運転、小型無人機等を活用した実証実験（以下「実証実験」という。）を促進するため、仙台市内において実証実験を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「仙台市近未来技術実証ワンストップセンター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和元年度中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び仙台市
- ii) 設置場所：仙台市役所（仙台市青葉区国分町3丁目7番1号）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応
 - ・関係機関との調整、関係機関への情報提供
 - ・実証実験の場となる土地又は施設の管理者との調整
 - ・実証実験の実施に係る地元関係者との連絡調整
 - ・国家戦略特区制度を活用した規制緩和に係る相談受付
 - ・その他、実証実験の実施に必要な支援

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(15) 名称：保安林の指定の解除手続期間の短縮 関連事業

内容：保安林の指定の解除手続期間の短縮

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

愛知県企業庁が行う以下の事業について、保安林の指定の解除に必要な代替施設等が確実に講じられること等を確認した場合は、速やかに保安林の指定の解除の「確定告示」を行う。

① 実施区域：愛知県西尾市吉良町及び善明町地内

事業内容：次世代自動車産業の振興と更なる産業集積を図るため、企業用用地を造成する。

【令和5年度を目途に実施】

② 実施区域：愛知県豊田市下山代町及び蕪木町地内

事業内容：モノづくりの技術革新を支える自動車産業の研究開発機能の集積を図るため、企業用用地を造成する。

【令和2年度を目途に実施】